

## 日立市空家等対策の推進に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### (空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理を行わなければならない。

### (市民等の責務)

第4条 市民及び滞在者並びに本市において事業活動を行う法人その他の団体（以下「市民等」という。）は、市が実施する空家等に関する対策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、その情報を市に提供するよう努めるものとする。

### (空家等対策計画の作成)

第5条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を定めるものとする。

### (所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第6条 市は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、こ

これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第7条 市は、空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるものとする。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、空家等が著しく保安上危険な状態であることが明らかであり、市民等の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため、緊急の必要があると認めるときは、当該被害を防ぐために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 前項の措置を講じられた空家等の所有者等は、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、空家等に関する対策の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。